

モグリ征伐ノ県令評釈

春島東四郎

033576-000-5

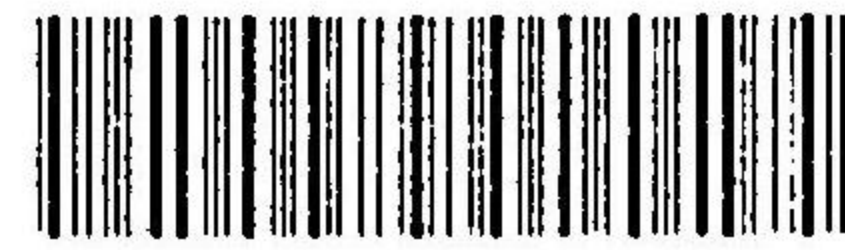
特47-537

モグリ征伐ノ県令評釈

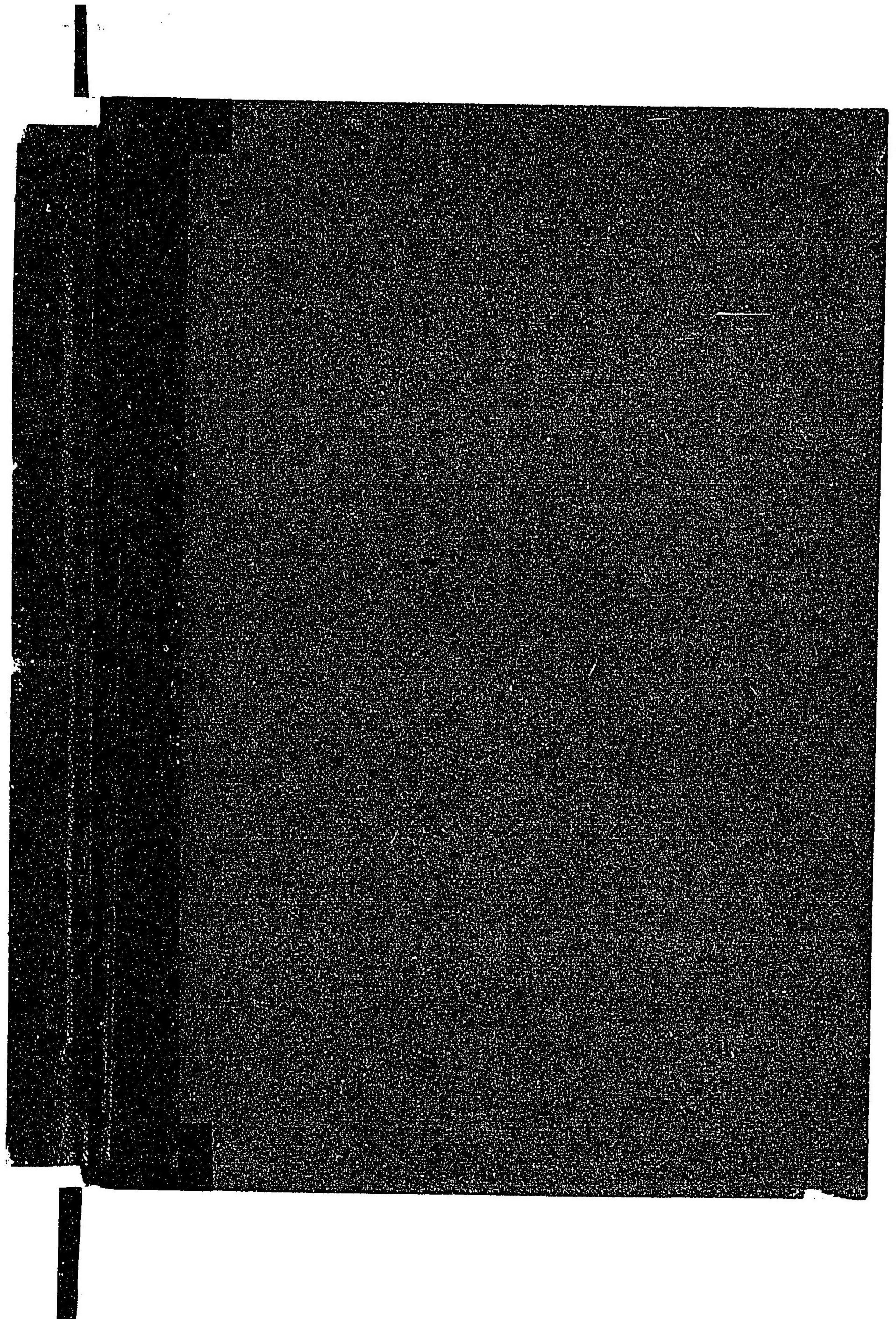
春島 東四郎 / 著

M43

BBK-0415



5



01/021

毛子征伐縣令評釋

辯護士 春島東四郎君著

264  
114

内務次官法科大學教授法學博士一木喜徳郎君序文  
衆議院書記官長法學士林田龜太郎君序文  
辯護士 春島東四郎君著

# 選舉法解義及選舉警察

定價六拾錢  
郵送料四錢

●林田書記官長ノ序文ニ曰之ヲ閱スルニ立憲政体ノ意義帝國議會ノ本領ヨリ選舉權被  
選舉權ノ性質其ノ享有行使ニ關スル理論ニ至ル迄網羅輯集、意義明晰、殆ント遺憾ナ  
シ加フルニ緻密ナル選舉警察論ヲ以テス願フニ世ノ之ニ類スルノ著充棟皆ナラスト雖  
此著ノ如キハ余ノ未ダ嘗テ見サルトコロナリ」云々

東京神田區今川小路二丁目

發行所

清水書店

前農商務大臣日本大學校長松岡康毅君序文  
 農商務大臣男爵大浦兼武君序文  
 石渡法學博士、副島法學博士校閱  
 辯護士 渡邊清太郎 共著  
 辯護士 春島東四郎

第八版  
**日本警察法述義**

菊版六三七頁  
 定價 壹圓貳拾錢  
 並製壹圓拾錢 (送料拾貳錢)

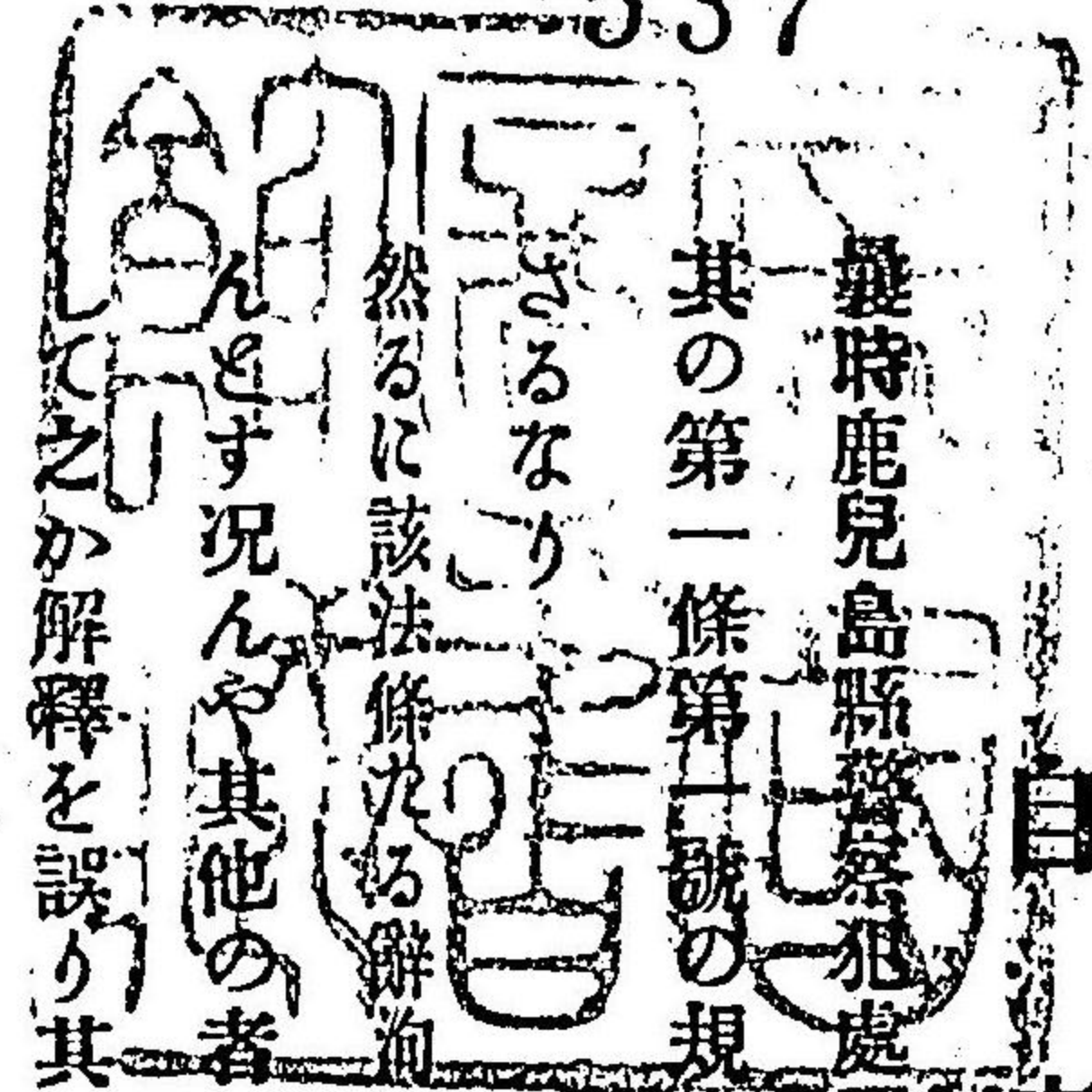
●松岡康毅君ノ序文ニ曰現行ノ警察法ヲ學理的ニ編成シ主トシテ法理上ヨリ之ヲ解説シ以テ警察ニ關スル意義・領域・明瞭ニシ人ナシテ適從スルトコロヲ知ラシメントス其所見公平ニシテ其ノ所論適實ナリ故ニ今日ノ治道ニ裨益シ併セテ警察學上ノ指導タリト云フモ誇言ニアラサルヲ信ス云々

●大浦兼武君ノ序文ニ曰專ラ警察ノ原理ヲ説キ序次整齊議論詳密且併セテ警察官實務ノ運用ヲ述ヘ殆ント餘蘊ナシ云々

●混沍タル日本ノ警察法ハ著者ノ豊富ナル學識ト明晰ナル頭腦ト精巧ナル筆力トニヨリ此ノ著ニ於テ其ノ法理ヲ闡明セラレタリト稱セラル、實ニ本書ハ日本警察界ノ明燈タリ其ノ既ニ版ヲ重スルハニ及フ固ヨリ其ノトコロナリ本書世ニ出タル後之ニ類スル著書其ノ數蓋シ少カラスト雖何レモ本書ノ模倣ニ過キスシテ虎ヲ畫テ猫ニ類スルモノ、ミ日本警察學界ノオソソリチナ以テ自ラモ任シ人モ許ス某氏ノ著出シト雖遂ニ此書ノ右ニ出ツル能ハス

發行所 東京神田今川小路二丁目  
 日本大學內法政學會  
 清水書店

特47  
 537



自序

曩時鹿兒島縣警察長處罰令公布せらるる固と是れ科料拘留の制裁ある取締法規に過ぎずと雖其の第一條第一號の規定の如きは廣く諸般取引に影響するもの蓋し之を忽諸に附すへからざるなり

然るに該法條たる辨論に備にして意頗る雜、法律専門の士と雖動もすれば之か解釋に苦まんとす況んや其他の者に於てをや令實施せられて茲に數閱月之か施行の任に當る者往々にて之か解釋を誤り其の影響として地方取引の安全敏活を妨ぐるの現象あるを見たり予於是乎曩時實業新聞紙上に於て該法條の解説を試み當局者の誤解を指摘して其の反省を促せり

自ら説の可否を言はずと雖然かも之か反響を得たるは人の知るところ又予の信するところなり頃日之を冊子として廣く頒たんことを勸むるものあり予に於て之を拒むの理なき乃ち之に従ふ

明治四十三年三月  
 著者 識 之

43. 6. 1  
 内交

「モグリ」征伐の縣令評釋

春島東四郎著

●モグリ征伐の縣令は何りや

鹿兒島縣警察犯處罰令に左の規定あり

第一條 左の各號の「」に該當する者は拘留又は科料に處す

一、法令に依り他人の訴訟非訟事件に關與する者にあらすして此等の事件の鑑定、代理、補佐、仲裁、紹介等を業とする者

我輩が稱して「もぐり征伐の縣令」といふは即ち是れなり

然るに法文の餘りに簡單なると之が施行の任に當る吏員の法律思想に乏しきとに依り往々之か適用を誤り或は極端に之を廣義に解して之か取締を嚴にする爲め頻繁に取引を爲す者其他の債權者に甚しき不便を感せしめ其の極小口の取引の敏活を妨げ地方金融の上に少からざる影響を及ぼしたる現象ありと聞く蓋し看過すへからざる問題なり

我輩は先づ該法文の解説を試み然かして後ち該縣令の適用に關する希望を述べんと欲す

●「法令に依り他人の訴訟非訟事件に關與するを業とするものにあらずして」の意義

法文に「法令に依り他人の訴訟非訟事件に關與するを業とする者にあらずして」とあるは「辯護士にあらずして」と解して可なり何となれば法令に依り他人の訴訟非訟事件に干與するを業とする者は辯護士の外にあらずはなり（民事訴訟法、非訟事件手續法參照）（尤も非訟事件なる語を廣く解し特許事件の如きを包含する者とせば尙特許代理業者も之に包含すへしと雖我輩は後に述ふる如く特許事件の如きは非訟事件に包含せざる者と解する者なり）

●訴訟事件、非訟事件ノ意義

次に法文の解説に於て最も困難を感ずるは所謂訴訟事件及非訟事件の語なり該令の起草者は或は此の語を通常平凡の語として多くの疑問を挾まざりしやも知るへからずと雖此の語の意義に付ては深く説明を必要とするものあり

我輩は先づ訴訟事件と非訟事件との區別に關する學說を掲げて之を論評し然かして後ち此の兩語の解説に及ふへし從來最も多く行はれたる見解は訴訟事件とは争ある權利關係に付裁判所の行爲を要求する事件として非訟事件とは争ひなき權利關係に付裁判所の行爲を要

求する事件なりといふにあり然れども此の見解は例せば相續人廢除請求事件に於て被相續人たる原告と相續人たる被告との間に争を存することなき場合には之を訴訟事件と稱する能はざるへし然れども今日の法制の下に於ては此かる事件が訴訟事件にして非訟事件にあらざること疑ひなし之と同時に今日の法制に於て明かに非訟事件と認めらるる親族會員選定申請事件の如き若し會員の選定に付争ひある場合（同一事件の親族會員の選定に付二人以上より申請を爲したる場合）に於ては之を非訟事件と稱する能はざるに至るへし故に争の有無を以て兩者を區別せんとするは非なり次に獨逸のワツハ氏の如きは民事訴訟は私法の保持を目的とし非訟事件は私法關係の創設變更消滅を目的とするものなりと解せり然れども此の説に従ふときは今日の法制に於て明かに訴訟事件と爲すところの離婚、相續人廢除、詐害行爲取消の如き所謂宣言的判決を求る事件は（私法關係の消滅を目的とするものなるに拘らず）之を非訟事件と認めざるへからざるに至る等今日の法制觀念に適合せず以上の外或は民事訴訟は現在に於ける私權侵害の排除を目的とし非訟事件は將來に於ける争を豫防することを目的とするものなりと説き或は非訟事件には強制力なきを本質とし訴訟事件には之あるを本質とすと論ずるものありと雖も何れも今日の法制觀念に反し

採るに足らざるは今日の法制の下に於ては兩者の區別を其の本質に求めずして之を形式の上にもとむるの外なしとし「訴訟事件にあらざるものは非訟事件なり」と定義するものあるに至れり

我輩は更に進んで言はん訴訟事件とは訴訟法の適用を受くべき事件にして非訟事件とは廣く之をいへば私法關係に於て訴訟に依らずして國家の行爲を要する事件狭く之れをいへば（即ち司法裁判所の管轄に屬する非訟事件）非訟事件手續法の適用を受くべき事件なりと

#### ●訴訟事件の範圍

訴訟事件は之を大別して民事訴訟事件、刑事訴訟事件、行政訴訟事件の三種と爲す法文に所謂訴訟事件には民事訴訟事件を包含すること固より疑ふへらず刑事訴訟事件又は行政訴訟事件を包含するや否や多少の疑ひなきにわらずと雖も所謂モグリ禁止の精神上此の兩者を民事訴訟事件と區別するの理由なきか故に此の兩者をも包含するものと解すへし

次に所謂訴訟事件とは既に裁判所に繫屬したる事件のみを意義するや又は未だ裁判所に繫屬せざる事件をも包含するや訴訟事件なる語を嚴格に解せば前者のみを意義すと雖も法文に紹介、鑑定等の文字あると及所謂もぐりを禁止する立法の精神上事件の既に裁判所に繫

屬したると否とに因り之を區別するの理由なきとにより推究すれば蓋し未だ裁判所に繫屬せざる事件をも包含するものと解すへし

然らば如何なる事實のあるにより之を訴訟事件と云ひ得べきや（第一）之を民事訴訟に付て言へば例令へは茲に他人に金錢を貸付ければ一の債權を生ず又他人に物品を掛賣すれば又一の債權を生ず其他諸種の取引を爲したる場合亦同し而して此の債權を法律上確定し及強制的に之か實行を爲すには訴訟事件として民事訴訟法の適用を受けざるへからず故に極端に之を溯及すれば金錢を貸付ること物品の掛賣をすること其他諸種の契約を爲し諸般の取引を爲すか如きは亦之は訴訟事件なりと言はざるへからざるに似たり然れども此かる事實は全然訴訟事件なる觀念に反するものなることは少しく法律思想ある者の敢て争はざるところなるへし然らば民事事件は如何なる状態の存するによりて之を訴訟事件と稱し得べきや訴訟事件か争に係ることを要件とせざる事前陳の如くなる以上民事事件か争に係るに至れるを以て之を訴訟事件なりと定義する事能はず故に我輩惟ふに私法上の權利關係に付争を生したるか又は争を生せずと雖も之に付民事訴訟法に依り裁判所の行爲を必要とする状態を存するに至りたる時は即ち之を訴訟事件といふ恐らく該縣令の旨趣亦之に外ならず



るへし蓋し此くいふの外他に殆んど之か觀念を確立するに由なければなり(第二)行政訴訟事件とは行政行為の救済を求むる爲め行政裁判法の適用を受くべき状態を存する事件を云ふ之に關しては前記民事訴訟事件に付ての説明を援引すへし(第三)刑事訴訟事件とは即ち犯罪事件にして換言せば刑事訴訟法の適用を受くべき事件を云ふ而して刑事にありては犯罪あれば即ち法文に所謂訴訟事件は生したるものとす何となれば犯罪あれば直ちに刑事訴訟法の適用を受くべき状態にあるものなればなり故に告訴の代理を爲し又は未だ官に發覺せざる犯罪の鑑定を爲すか如きは該縣令に所謂訴訟事件の代理、鑑定を爲すものに該當するものとす

●非訟事件の範圍

次に非訟事件とは何をや前に述べたる如く廣く之をいへば私法關係に於て訴訟に依らずして國家行為を要する事件を云ふ此の意義に従へば特許、意匠に關する手續を爲し又は著作権若くは鑛業權の登録を爲すか如きは之を非訟事件と稱せざるへからず然れども狹義に之をいへば司法裁判所の管轄に屬すべき非訟事件即ち非訟事件手續法の適用を受くべき事件を云ふ單に學理の上より之を見れば之か前者の如く廣義に解すへしと雖も我國の法律思想

に於ては慣例上此く廣義に解せずして寧ろ司法裁判所の管轄に屬する非訟事件のみを意義する者とす例令は親族會員の選定、不在者の財産の管理、不動産の登記、競賣法に依る競賣の如きは是れなり法文に所謂非訟事件の語も亦此の通常の意義に用ひたるものと解すへし而して所謂非訟事件とは既に裁判所に繫屬したる事件に限らざること尙ほ訴訟事件に於けると異ならず然らば如何なる事實あるにより之を非訟事件と稱し得べきか我輩の見解に依れば非訟事件手續法の適用を受くべき事件にして裁判所の行為を要すべき状態を生したるべきに即ち之を非訟事件と云ふ例令へは親族會員選定の必要ある場合に之か手續を爲し競賣法に依り競賣を爲す必要ある場合に之か手續を爲すか如し然れども例令へは戶籍吏に對し戶籍上の手續を爲すか如きは非訟事件手續法上之を非訟事件と爲すも此の事實のみにては未だ裁判所の行為を要すべき状態に至らず故に之を法文に所謂非訟事件と云ふは未だ次に登記手續を爲すか如きは所謂非訟事件に屬す該縣令に於て此かる行為の代理等を禁したるは立法上議すべき問題なりと雖も解釋上止むを得ざるなり。

●鑑定、代理、補佐、仲裁、紹介等の意義

法文に所謂鑑定、代理、補佐、仲裁、紹介等に付ては深く説明するの違なし但二三の注意

を要する點あり(一)從來盛んに行はれたる債權讓受の行爲は法條に所謂代理等に屬するやといふに實際債權を讓受けて之を自己の權利と爲し以て起訴の手續を爲すか如きは固より之を以て他人の代理を爲すものといふへからず、故に斯かる債權讓受は例令之を業とするも禁すへきにあらす然れども其の實債權者の委任を受け之か取立を爲すに付債權讓受を爲し以て起訴其他の請求を爲したる場合にありては是れ則ち他人の爲めに事件の代理を爲すものに外ならずと知るへし(故に此の場合に其取立金を費消すれば横領罪となる)或警察署にては實際債權讓受を爲す場合には必ず先づ成功の有無を鑑定せざるはなし故に斯かる場合には法文に所謂鑑定を爲すものなりと解せりと聞く然れども是れ一文半錢の價值なき解釋なり何となれば成程實際債權讓受を爲す場合に成功の有無を鑑定するは事實なりとするも其れは自己の爲めに判断を爲すものに過ぎずして他人の爲めに鑑定を爲すものにあらざればなり(二)代理に似て非なるものあり通俗に使ひと稱するものは是れなり凡そ代理人は本人に代りて或行爲を爲す者にして其の行爲は則ち代理人の行爲なるも其の行爲の効力か本人に及ぶものなるに反し使ひは本人に代りて成行爲を爲すものにあらす唯本人の意思を他に傳ふるものにして恰も電話器の如きものとす換言せば使ひ其の人の行爲は唯本人の行爲

の内容を組成するものに外ならず事件の代理を業とするは該法文の禁するところなりと雖事件に付使ひを爲すか如きは假令之を業とするも敢て禁するところにあらず假令は本人の使ひとして債務支拂の催告を傳へ若くは其の支拂を受け又は本人名義の訴狀を裁判所に持參するか如し但法令に於て本人又は代理人の出頭を要する事項に付ては所謂使ひなるものを利用するに由なきなり(三)補佐又は紹介か前記使なるものと異なることは明白にして別に説明を要せざるへし

### ●業の意義

此に注意すへきは業といふ語の意義なり業とは同一種類の行爲を連続して行ふの意思を以て爲す行爲を云ふ故に此かる意思ありて或行爲を爲したるときは其の行爲は未だ數回なるに至らざるも既に之を業といふへしされば之を以て主たる生活資料に供すると否とは敢て問ふところにあらず

### ●當局者の誤解

以上を以て該法文の大体を説明せり是れより聊か該法文の適用に關し我輩の聞知したる事項に付き一言するところあるへし

或は金銭の貸借、土地の賣買等を周旋する者又は之が代理を爲す者は該縣令に所謂事件の仲裁又は代理を爲すものなりと解し此意義に従ひて取締に従事するものありと聞く然とも是大なる誤りにして此ることか訴訟事件又は非訴訟事件にあらざることば前陳せるところに依り明かなり又或は公正契約を爲すに付代理を爲すは該縣令に所謂事件の代理を爲すものなりと解するものありと聞く然れども是れ亦誤りなり尤も争ある權利關係に付仲裁を爲し之に基き和解契約を公証するに當り代理人となるか如きは該法文に所謂事件の代理となる場合なきにあらざるへしと雖も單に金銭貸借土地賣買其他權利の創設變更消滅等の行爲を公証するに付代理人となりたればとて之を以て該縣令に所謂事件の代理なりといふは蓋し誣ふるの甚しきものと謂ふへし又或は事件の代理又は補佐を爲すは親族雇人に限る其他の者は一切之を爲すを得ずと解するものあり然れども該法文は此かることを業とするを禁ずるのみ苟も業とせざる以上仮令他人と雖も事件の代理補佐等を爲すを妨げざるなり(尤も民事訴訟法上一種の制限ありと雖も是れ該縣令の關するところにあらず)茲に問題あり雇人か始終其の主人の事件を代理するは該法文の禁するところなるや或意味に於て之を業と稱し得ざるにあらずと雖も是れ該縣令の關するところにあらずと稱し得ざるは穩當ならざるのみならず此かることを禁ずるの理由なきにより此かる場合は該法文の禁するところにあらずへし(單に使ひを爲す場合は前陳せる如く固より差支なし)

### ●法文の適要に關する所見

終りに當り該法文の適用に關する我輩の希望を述べん

凡そ今日の民事法は經濟上の見地よりして取引の確實に且つ敏活に行はるゝことを要求せり司法權は即ち法律に基き此等の保護を全ふするものにして之ありて初めて諸取引は安全敏活に行はるゝものとす所謂モグリ征伐の縣令の爲めに此かる司法權の保護を妨げらるゝこと理論上固より之あるなし然れども實際に於て或は之なきやを疑ふ蓋し今日我縣下の民度に於て小口の金銭貸付、日用品の懸賣其他の取引を爲したるもの若し任意に債權の履行を受けざる場合にありては或は其の債權を他に讓渡して以て幾分の損失を償ひ或は多少其の道に心得ある者の補佐代理を俟ちて初めて能く其の權利を實行することを得たり然るに該縣令發布の爲めに(殊に當局者か之を不當に廣く解釋したるか爲めに)彼等は此等の便宜を失ひ之を辯護士に委任せんも事件小にして謝金にも値ひせずされはとて自ら諸手續を

爲さんとするも全く御先き眞つ暗にして如何ともする能はず横着なる債務者は其の弱點を看取して以て得たりと爲し債權の催告を受くるも平然たるもの甚だ多さを加へたりと聞く所謂社會主義者なるもの或は以て快哉を叫はん然かも縣經濟の見地よりして地方取引の安全敏活を望むもの以て憂とせせざるへからず

近眼短視の輩動もすれば社會に争訟の多さを忌む無爲にして化すへき堯舜時代を理想するものは宜しく之に和すへし然れ共盛んに農工商を振興し景氣振ひ取引頻繁なる活動社會を理想する者は以て與みすへからざるなり君見すや社會の經濟的靜狀は常に法律的靜狀を伴ひ法律的動狀は毎に經濟的動狀と始終するを若し夫れ傍らに法律の保護あり後へに司法權の後援あるにわらずんば焉と能く諸取引の安全敏活を保障するを得んや惟ふに取引の安全敏活を喜んで法律活動の當然の現象たる争訟の多さを忌むは恰かも行人の手を曳ひて然かも其の足を踏むの類なり

夫れ濫訴の弊は絶つへし「モグリ」の悪行は之を掃滅すへし然れども角を矯めんとして牛を殺すの愚は之を學へからず幸に該縣令は所謂警察罰に關する規定にして一の取締法規に過ぎず故に我輩は當局者が能く該縣令の畛域を脱するの解釋に陥らず且前記の事情を參酌して寛嚴機宜に適するの措置に出でん事を望むや切なり但更に我輩は望む所謂モグリなる者が事件に干與するに當り往々生ずるところの詐欺、恐喝、横領、偽証教唆等の犯罪行爲に對しては容赦なく之を檢舉せんことを蓋し彼等に於て此かる犯罪を行ふもの甚だ多きに拘らず當局者が此等被告事件を檢舉するの職能を全ふする能はずして唯是れ處罰令の規定を勵行せんとするは洵に輕重緩急を誤るものなればなり

### ●代書人取締規則第九條第一號との關係

以上述べたる鹿兒島縣警察犯處罰令第一條第一號の規定と代書人取締規則第九條第一號との關係如何或は後法は前法を改廢すとの原則に依り代書人取締規則第九條第一號ノ規定は前記處罰令の規定によりて改廢せられたりと論ずる者あり然れども是れ果して當を得たる解釋なる乎、成程後法は前法を改廢すとは解釋上の原則たる事固より疑ひなし然れども又一面に於て特法は通法に優るの原則あり固より前の特法が後法の通法に依りて改廢せらるゝ事は則ち是れありと雖其れは其れ相當の意味か後法に包含せらるゝ場合に限らる而して我輩の解するところに依れば代書人取締規則第九條第一號の規定は警察犯處罰令第一條第一號の規定に對して特法なり然らば後法の處罰令第一條第一號なる通法の爲めに前の代書

人取締規則第九條第一號なる特法は改廢せられたるやといふに之に關しては恐らく三種の見解あらん其の第一は右の處罰令の規定の爲めに代書人取締規則第九條第一號の規定は全然改められたりと爲すもの第二は代書人取締規則に於ては代書人は訴訟非訟事件の代理等の行爲を爲す事は之を業とせざるも（代書人が此かる行爲を爲せば業とするとの推測を受くるとの事實上の問題は別として理論上に於ては業とせずして此かる行爲を爲す場合あるは勿論なり）之を禁す故に該規則に於ては此かる行爲を業として爲したると否とを區別せず（一罪數罪の問題は別とし）同じく之に同規則の罰則を適用すべき者なりしも處罰令に於て一般に此かる行爲を業とすることを禁じて之が罰則を定めたるを以て代書人が此かる行爲を業として爲さざりし場合は依然該規則の罰則を適用せらるゝも之を業として爲したる場合には之に處罰令の罰則を適用せらるゝものなり即ち此の點に關しては代書人取締規則の該部分の罰則は處罰令の該部分の罰則によりて改められたりといふに止まり其他の點に就ては代書人取締規則第九條第一號の規定は依然特法として効力を有すへしと爲すもの第三は代書人取締規則第九條第一號の規定は絶対に處罰令第一條第一號の規定に對して特法として効力を存し何等改められたるところなしと爲すもの是れなり右三種の見解中第二の見解は我輩の贊同する能はざることをなりとせし處罰令なる通法に於て之を以て代書人取締規則なる特法を改むるの意義を發見せされはなり次に第二の見解は多少の價值あり一概に之を排付すべからずと雖我輩は右と同一の理由に依り之に左担すること能はず結局第三の見解を採るものなり

序に代書人取締規則第九條第一號に就て一言すへし

該法文に依れば「代書人は訴訟事件、非訟事件に關し勸誘、教唆、紹介、鑑定、仲裁其他の干渉を爲す」ことを得ず然かして法文には處罰令の如く代理云々の語なし故に或専門家は之に關して「代書人取締規則に於ては事件の代理を禁せず」と論せし趣なるも（明治四十二年一月二十三日鹿兒島新聞紙に掲げられたる曇月氏の論說參照）此の説は全然誤れるものとす蓋し成程法文には事件の代理といふ語なし然れども法文に其他の干渉といふ文字あると且つは既に事件の紹介、代理をすら禁じたる法文の精神上況んや論法としても訴訟、非訟事件の代理は尙更之を禁じたるものと解せざるべからざればなり

次に我輩は登記申請事項に付代理を業とするを禁ずるは立法上不當なりとして鹿兒島實業新聞に於て一言したるか（前掲所說參照）之に關し解釋上諸種の議論あり殊に代書人が好

意を以て登記申請の代理を爲すは該取締規則の禁するところにあらずとの議論（明治四十三年一月十五日、十六日發行の鹿兒島實業新聞所載田畑保安課長の談話）あり然れども當時の代書人取締規則に於ては一般に訴訟事件、非訟事件の代理等を爲すことを禁し其登記申請事項に限り何等特例の認むべき者なく又好意を以て之を爲すと否とを區別すべき根據なし故に立法上に於ては登記申請事項の代理の如きは之を許すべき必要あるは勿論なりと雖當時の成法の解釋としては到底之を許すべきにあらずされば我輩は更に實業新聞紙上に於て（明治四十三年一月廿七日廿八日發行）此の意義を論述したり然るに如石と號する人同月二十八日、三十日、及二月一日發行の實業新聞紙上に於て代書人が主動的に之を爲すにあらずして受働的に登記申請の代理を爲すが如きは法の禁するところにあらざる旨の不得要領の説を並べ然かして堂々と我輩の説を攻撃せずして最終に駄句を並べて我輩の説を暗習したるも其れより僅かに一ヶ月を経たる後に至り當局者は斷然代書人取締規則を改正して代書人は業務の一部として登記申請事項の代理を爲すことを得るの明文を置くに至れり是れ即ち我輩と同一の解釋に従ひたるものにして如石君一輩の惡解を排斥したるものなりされば今日に於ては疑ひもなく代書人は登記申請事項に限り之が代理を爲すことを得べく之

を業とするも固より妨げざるなり然れども其他の非訟事件及訴訟事件に付ては依然代理等を爲すことを得ざるものにして或論者の言へるが如り其の好意的なると否と抑も亦主動的なると否とにより之を區別すべきものにもらざるなり

附 録

●鹿兒島縣警察犯處罰令

明治四十二年九月六日  
鹿兒島縣令第六十七號

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一、法令ニ依リ他人ノ訴訟、非訟事件ニ關與スルヲ業トスル者ニ非スシテ此等ノ事件ノ鑑定、代理、補佐、仲裁、紹介等ヲ業トスル者

二、事實ノ有無ヲ問ハズ人ノ隱私ニ關シ金錢物品、響應ヲ受ケ又ハ金錢物品ノ給付ヲ促シ若ハ此等ノ周旋關與ヲ爲シタル者

三、白米ニ濕氣ヲ含マシメ又ハ糠類ヲ附着セシメテ販賣シ若ハ販賣ノ用ニ供シタル者

四、法令ノ規定ニ依リ人ノ住所職業氏名年齢ヲ官署ニ届出テ又ハ帳簿ニ記載スベキ義務アル者ニ對シ此等ノ事項ヲ詐稱シタル者

五、社員會員又ハ寄附金品ノ募集合力喜捨ヲ要請物品入場券等ノ配付ニ應セシムル爲メ他人ノ名義ヲ濫用シテ勸誘シタル者

六、人家ニ就キ許諾ナクテ遊藝稼又ハ此ニ類似スルノ行爲ヲ爲シタル者

七、鬪鶏又ハ鬪牛鬪馬ヲ爲シタル者

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ科料ニ處ス

一、公衆ノ目ニ觸ルヘキ場所ニ於テ獸類ヲ交尾セシメタル者

二、警察官署ノ許可ナクシテ自己ノ店頭以外ニ廣告塔、廣告札其他廣告物標示物ヲ設ケ又ハ標示ヲ爲シタル者

三、瓦礫、塵芥、硝子釘等ヲ道路河川港灣池沼溝渠ニ投棄シタル者

四、測量標、量水標、檢潮器其他官公署ノ設置シ若ハ官公署ノ指揮ニ依リ設置シタル枋標、杭ニ牛馬舟筏ヲ繫キ又ハ此等ヲ移轉シタル者

五、炮糞、洗滌、剝皮ヲ要セス其儘食用ニ供スヘキ飲食物ヲ覆蓋ヲ設ケス行商シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ貯藏シタル者

六、健康ヲ害スルノ虞アル水ヲ以テ營業用ニ供スル飲食物其他之ニ接觸スル物品ヲ洗滌シタル者

七、爆發物、劇藥、毒藥ニ依リ疲憊若ハ斃死シタル鳥獸（爆發物ヲ以テ捕獲シタル鯨ヲ除ク）及肉類ヲ販賣讓與シ又ハ販賣ノ用ニ供シタル者

- 八、他人ノ飼養セル動物ヲ濫ニ解放シタル者
  - 九、牛馬ヲ繫クコトヲ忽ニシテ逸走セシメ若ハ他人ノ田野山林ノ産物ヲ害セシメタル者
  - 十、鐵道線路ノ附近ニ牛馬ヲ繫キ又ハ放置シタル者
  - 十一、公衆ノ自由ニ交通シ得ル場所ニ於テ人ヲ乗スヘキ裝置ナキ牛馬ニ口取ナクシテ乘リタル者
  - 十二、夜間十二時後濫ニ他人ノ安眠ヲ妨害スヘキ行為ヲ爲シタル者
- 第三條 本令ニ規定シタル違犯行為ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ各本條ニ照シ之ヲ罰ス但情狀ニ依リ其ノ刑ヲ免除スルコトヲ得

### ●代書人取締規則

明治三十七年五月四日縣令第十九號  
明治四十三年三月二日縣令第九號ニテ一部改正

- 第一條 本則ニ於テ代書人ト對スルハ他人ノ委託ヲ受ケ文書ノ代書ヲ業ト爲ス者ヲ謂フ
- 第二條 代書業ヲ爲サントスル者ハ住所族籍氏名年齢並事務所ノ位置ヲ記シ所轄警察官署ニ願出免許ヲ受クヘシ
- 訴訟事件非訟事件ノ代書ヲ爲ス者ハ其旨願書ニ記載スヘシ

非訟事件ノ代書ヲ爲ス者ハ非訟事件中登記申請ニ關スル事項ニ限リ業務ノ一部トシテ其代理ヲ爲スコトヲ得

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ代書人タルコトヲ得ス

- 一、禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シ改悛ノ情ナキ者
- 二、禁治産者及準禁治産者
- 三、破産若クハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ未タ債務ノ辨濟ヲ終ヘサル者
- 四、素行不良又ハ公安ヲ害スヘキ行為アリト認ムル者

第四條 前條各號ノ事項ニ該當シ又ハ本則ニ違背シタル者ハ其業務ヲ停止シ又ハ免許ノ失効ヲ命スルコトアルヘシ

第五條 左ノ場合ニ於テハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出テ免許証ノ書換若クハ再交付ヲ請フヘシ

- 一、免許証ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ
- 二、免許証ノ亡失毀損又ハ其文字不明ニ至リタルトキ



第六條 代書人廢業シタルトキハ五日以内ニ所轄警察官署ニ届出免許証ヲ返納スヘシ  
代書人死亡シタルトキハ戸主若ハ家族ヨリ前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條 代書人ハ代書料額登記申請代理手数料額ハ所轄警察官署ノ許可ヲ受クヘシ變更セ  
ムトスルトキ亦同シ

代書料額登記申請代理手数料額登録税額ハ事務所ニ揭示スヘシ

第八條 代書人ハ何等ノ名義ヲ以スルモ代書料登記申請代理手数料ノ外報酬ヲ受クルコ  
トヲ得ス

第九條 代書人ハ左ニ掲ケル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

- 一、訴訟事件及非訟事件ニ關シ勸誘、教唆、紹介、鑑定、仲裁其他ノ干涉ヲ爲スコト
- 二、同一事件ニ關シ利害ヲ異ニスル當事者双方ノ委託ヲ受ケ代書ヲ爲スコト但當該官廳  
ノ許可ヲ得タル事件ニ付テハ此限ニ在ラス
- 三、委託ヲ受ケタル事件ニ關シ事實ノ虛構ヲ勸誘シ又ハ委託以外若ハ委託ニ反スル代書  
ヲ爲スコト
- 四、他人ノ印章又ハ印影ノ委託ヲ受ケルコト

五、代書人ニ非ル者ヲシテ其事務ヲ取扱ハシムルコト

六、居宅又ハ事務所ニ於テ他人ヲシテ法律事務ヲ取扱ハシムルコト

七、委託ヲ受ケタル事件ヲ他人ニ漏示スルコト

八、故ナク業務上ノ委託ヲ拒ミ又ハ委託ヲ受ケタル事件ヲ延滞セシムルコト

第十條 代書人ハ其代書シタル文書ヲ委託者ニ讀聞カセ且文書ノ末尾ニ代書シタル旨ヲ附  
記シ署名捺印スヘシ

第十一條 代書人ハ事務所ノ門戸ニ左ノ標札ヲ掲クヘシ

長三尺 巾六寸

何 某	又 何 何 某 某	代 書 事 務 所
-----	-----------	-----------

第十二條 代書人ハ代書事件簿ヲ調製シ代書ノ都度委託ヲ受ケタル事件ノ要領、書類ノ枚  
數、委託者ノ住所氏名及委託ヲ受ケタル年月日代書料額登記申請代理手数料額ヲ記載ス  
ヘシ

代書事件簿ハ其紙數ヲ表記シ使用前所轄警察官署ノ捺印ヲ受クヘシ

代書事件簿ヲ廢棄セントスルトキハ所輕警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 警察官吏ハ何時ニテモ代書事件簿ノ檢閲ヲ爲シ又ハ之ニ關スル質問ヲ爲スコトアルヘシ

第十四條 第二條及第五條乃至第十二條ニ違背シ又ハ第十三條ノ檢閲ヲ拒ミ若ハ質問ニ對シテ事實ヲ答ヘサル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

第十五條 本則ハ明治三十七年五月十日ヨリ施行ス

第十六條 従前ヨリ代書業ヲ營ム者ハ本則施行ノ日ヨリ十日以内ニ出願スヘシ

明治四十三年六月五日印刷  
明治四十三年六月十五日發行

鹿兒島市山下町三七二番戶

著者 春島東四郎

鹿兒島市東千石町一八番

發行者 久永金藏

鹿兒島市金生町二六番

印刷者 佐々木伊四郎

鹿兒島市東千石町一八番

發行所 金光堂

628-12

